

別表（第9条関係）

区 分		金 額	
特定 歴史 公文 書等	用紙に複写したもの又は出力 したものの交付	日本工業規格A列3番以下の 大きさのもの	単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき20円
		日本工業規格A列3番を超え る大きさのもの	作成に要する実費の額
の写	写真フィルムを印画したもの	1枚につき10円	
しそ	スライドを印画したもの	1枚につき100円	
の他	スライドを複写したもの	1枚につき260円	
の物 品の 作成	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが 可能なものに限る。）に複写したもの	1枚につき30円	
に要 する 費用	光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメ ートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの に限る。）に複写したもの	1枚につき50円	
	録音テープに複写したもの	1巻につき50円	
	ビデオテープに複写したもの	1巻につき80円	
特定歴史公文書等の写しその他の物品の送付に要する費用		送付に要する実費の額	

備考 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。